

平成27年度 第1回北海道男女平等参画審議会議事録

日時 平成27年9月3日(木) 16:00~17:30
場所 道庁別館 9階 第3研修室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長及び副会長の選出
- (2) 説明事項
 - ①北海道男女平等参画審議会の公開について
 - ②北海道男女平等参画審議会の所掌事項について
 - ③男女平等参画に係る道の取組について
- (3) 報告事項
 - ①平成26年度 北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について
 - ②平成26年度における配偶者暴力被害に関する北海道の状況について
 - ③第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について
- (4) その他

3 閉 会

1. 開 会

○甲谷女性支援室長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございます。ただいまから、平成27年度第1回北海道男女平等参画審議会を開催いたします。私は、環境生活部くらし安全局道民生活課の中に、この6月から新しくできました女性支援室の室長をしております甲谷と申します。会長が決まりますまで、本日の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、くらし安全局長の佐藤より、ご挨拶を申し上げます。

○佐藤くらし安全局長 環境生活部くらし安全局長の佐藤でございます。審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、日頃それぞれのお立場から、男女平等参画施策の推進につきまして、ご理解、ご協力をいただいておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。また、この度、委員の改選にあたりまして、本審議会の委員を快くお引き受けいただきまして、心から感謝を申し上げます。本審議会につきましては、平成13年3月、「男女平等参画推進条例」が制定されまして、この条例に基づきまして、設置をしている審議会です。道ではこういう審議会が様々ありますけれども、本審議会は、道庁において、初めて委員を公募した審議会でもありまして、この度、5名の公募委員の方々にご参画いただきました。各分野の専門家の委員の皆様と合わせて15名の皆様方で、審議会を今後進めていくこととなった訳です。これから2年間の任期ですけれども、どうかよろしくお願い申し上げます。

さて、近年の状況ですが、国におきましては、一昨年6月に「日本再興戦略」を閣議決定しておりまして、その中で「女性の活躍」といったことを中核に位置付けて、各種の対策に取り組んでいるという状況ですけれども、道におきましても、女性の活躍がこれからの地域づくりに不可欠ということで、昨年度、経済界や一次産業団体、あるいは金融機関、女性団体、市町村など20の団体にご参加をいただきまして「北の輝く女性応援会議」を発足しました。オール北海道で女性の活躍の方向性をこの会議において取りまとめまして、それに沿って「女性の活躍応援メッセージ」を広く道民の皆様が発信いたしますとともに、こうした趣旨にご賛同いただける企業や団体の方々から、「自主宣言」というかたちで、宣言を募集する取組を、官民を挙げて、オール北海道でちょうど進めているところです。また、今週月曜日、8月31日には、内閣府、北海道、北海道新聞社との共催で「輝く女性応援会議 in 北海道」と、これは国が昨年度から各地で女性応援のために開いているシンポジウムですが、これを札幌で開催いたしまして、一般から400名弱の方々にご参加をいただいて、大変盛況のもとで開催することができました。本日の審議会の委員でいらっしゃる森崎委員にも、パネリストとしてご参加をいただきました。道ではこうした事業のほかにも、様々な女性の方々のご相談に一元的に対応する体制の整備でありますとか、あるいはポータルサイトを開設をして活躍される女性のロールモデルを発信する取組みでありますとか、あるいは9月1日からマザーズキャリアカフェということで、労働の専門相談の部門を体制整備したり、様々な新しい事業に今年度取り組んでいるところでございます。さらにこれら以外にも従来から取り組んでおりますけれどもDV対策を推進しております。

先週、職業生活における女性の活躍推進法という法律が、国会で成立、制定されまして、今後、この法律に基づく様々な取組が必要となってくるなど、女性の活躍推進と男女平等参画に係る動きが今非常に活発で、かつ対応が増えているということでございます。委員の皆様方には大変ご苦労をおかけしますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。更にこのことはお話ししなければならぬのですが、国では、男女共同参画基本法がございまして、それに基づいて第4次男女共同参画基本計画の策定作業を現在進めております。これに併せまして、道の現行計画である第2次北海道男女平等参画基本計画の見直しが必要となっております。今後のお話しであります。皆様方におかれましては、この基本計画の改定の審議をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

本日の審議会につきましては、改選後の第1回目の審議会でございます。次回以降の本格的な審議に向けて、この審議会の運営や所掌事項、あるいは現状の取組などを、事務局からご説明を申し上げる予定としております。よろしくご審議のほどお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

○甲谷女性支援室長 それでは、本日の出席状況についてですが、本日は、全15名の委員のうち、14名の皆様方に出席をいただいております。委員の2分の1以上の出席ですので、北海道男女平等参画推進条例第28条第2項の規定によりまして、会議が成立していることをご報告いたします。また、本日は、オブザーバーといたしまして、道庁内に設置しております「北海道男女平等参画推進本部」の担当職員も出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に事務局を紹介させていただきます。【事務紹介】
次に、配付資料の説明をさせていただきます。事務局お願いいたします。

○事務局 資料につきましては、事前にお配りしているものと、本日、追加で配付させていただいたものがございます。資料1が委員の名簿、資料の2が審議会の公開について、資料の3が傍聴要領、資料の4が北海道の男女平等参画基本計画、資料の5が男女平等参画の関係の年表、資料の6が知事への申出と苦情処理委員制度につきまして、資料の7が道民からの申出の受付の状況の報告、資料の8が男女平等参画苦情処理委員の活動状況の報告書となります。資料の9、26年度における配偶者暴力の北海道の状況は事前に配付しております資料の中にも含まれておりましたが、差し替えということで、本日、皆様のテーブルにお配りしております。資料の10が27年度第2次北海道の男女平等参画基本計画の推進状況の概要版、資料の11番が推進状況の詳しい版、参考資料の1としまして、第2次の基本計画の27年度の重点事項、参考資料の2といたしまして、北海道男女平等参画チャレンジ賞の昨年度のもの、最後に参考資料3といたしまして、国で行われております第4次の基本計画の策定にあたっての基本的な考え方の案（素案）ということになっております。以上が、資料となっております。

○甲谷女性支援室長 それでは、本日は第1回目の審議会ですので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。時間の都合もありますので、お名前、ご経歴等を含めまして、お一人1分程度でお願いします。資料に出席者名簿をお配りしておりますが、こちらの名簿順に、浦澤委員からよろしくお願いいたします。

○浦澤委員 こんにちは。はじめまして、紋別からまいりました浦澤真奈美と申します。長く教員をしておりました。去年の3月まで教壇に立っていたのですが、夫の弁護士の仕事を手伝えることになり、私の生まれ故郷の紋別に戻って、事務所の仕事を手伝いながら、フィナンシャル相談とかお子さんに関する相談というようなものを並行して受けております。男女平等参画については、教員時代に子ども達を通してジェンダーフリーだとか、男女共修などについて取り組んできており、私のライフワークのひとつです。今回、公募により、機会を与えていただきました。勉強させていただきます。よろしくお願いいたします。

○遠藤委員 道東は標津町から参りました遠藤と申します。標津町は、金澤町長が中心となりまして、人口減に対して挑戦しようということでいろいろと取り組んでおります。その中で、昨年まで北海道子ども未来づくり審議会に参加させていただいていました。それが終わるときに、女性が働きながら子育てできる環境をどんどん作り出して、それが少子化対策の一番になるかという話で、私は任期が終わりました。そんな中で、たまたまホームページを見ていたら、この委員会が発足していましたので、これはと思って公募させていただきました。皆さんと良い討議をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○木村委員 はじめまして、木村と申します。私は、札幌のあやめ野中学校の校長をしており、北海道の小学校長会、それから道の中学校長会の立場を通して、会議に参加させていただいております。先ほど委員の方々と名刺交換などさせていただいた際に、女性の校長先生というのがやはりまだ珍しいということで、民間にあってもそういうかたちなのかと思っておりますが、本当にそのとおりで、道の小学校中学校の女性の校長先生方教頭先生方合わせても、まだ数としては大変少のうございます。今回の会の中で、そういう立場や教育の立場を代表してということではないと思っておりますけれども、そういう自分の経験を基に参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員 はじめまして、函館から参りました佐々木と申します。今、函館市の女性会議の会長をさせていただいております。女性会議といえはなかなかなじみは薄いのですが、女性団体連絡協議会みたいなものを取りまとめている会でございます。そのほかに、今、北海道私立中学高等学校保護者会連合会の副会長もやらせていただいておりますので、いろいろな立場で、皆様のご意見をたくさん吸収して、函館でなかなか男女共同参画を進めていくのがすごく難しく、長々壁にぶち当たっている状態なので、なんとか打破したいとそのアイデアを少しでもいただきたいと思ひ参りました。よろしくお願ひいたします。

○高山委員 どうも皆さんこんにちは。北海道経済連合会労働政策局長の高山でございます。道経連では平成25年から常駐しておりますけども、この審議会には今年からの参加となります。道経連におきましても最近の世の中の動きに合わせまして女性の活躍といったものが、キーワードの一つになっておひまして、最近ではいろいろな行事の方にも参加させていただいております。先ほど局長の方からもお話しがありました「輝く女性応援会議 in 北海道」こちらにも、私どもの山本副会長が登壇させていただいております。また、道経連におきましては、女性の活躍推進プロジェクトといったものをこれから立ち上げる予定になっておひまして、女性活躍推進に向けての提言を取りまとめたいというふうにおひしております。ここでは審議する立場にはなりませんけれども、他の委員の皆様の知見をお聴きさせていただきまして、我々の知識の吸収にも役立てたいと思ひしておりますのでよろしくお願ひいたします。

○武田委員 アレフの武田と申します。びっくりドンキーというレストランを経営している会社です。そこの人事を担当しております。私は企業の人事の実務の担当者として、このような会議に呼ばれたものと思ひしております。今回2期続けてということで、前回なかなかお役に立てなかった部分をもう少し頑張っていきたいと思ひしております。会社の方ではおかげさまで、私がこういう会議に出たのも機に、育児休業の育児短時間勤務の年限を小学校6年生までに引き上げるとか、男性の育児休業の二人目がようやく誕生したというようなことなど、少し前進ができたかなと思ひしております。よろしくお願ひします。

○伴辺委員 苫小牧男女平等参画推進協議会事務局長の伴辺と申します。北海道初の都市宣言を25年度苫小牧市は行いました。又、2年後の29年に日本女性会議が苫小牧市で開催されることになりました。今年度8月に国立女性教育会館で行われたフォーラムに行きました時も宣伝してきました。今は11月17日に社会参画フォーラムを企業と一緒に実行委員会を結成して開催しますので、その準備にあたっているという毎日をおひしております。どうぞ皆様よろしくお願ひします。

○野澤委員 帯広市役所の男女共同参画推進課の野澤と言ひます。市町村職員ということで、今回、北海道の方からご依頼がありまして来させていただいたところでございます。私自身、4月に現在の担当に異動になりまして、まだ6ヶ月目ということで、まだまだ日々勉強しなくてはならないことが、随時、でてきていると感じておひしております。この審議会におきまして、帯広市の何かご紹介できる事例があれば、皆様のご審議の参考になればという気持ちと、皆様のご意見など拝聴させていただきまして今後の帯広市の施策に何か活用させていただくつもりで参加させていただいておりますので今後ともよろしくお願ひします。

○広瀬委員 広瀬と言ひます。北海道情報大学で学生を教えています。この審議会は2期目ということで、前期もやらせていただいております。前期でようやくサイクルがわかったということで、今期もまた勉強させていただきながらお役に立ちたいと思ひしております。よろしくお願ひいたします。

○松本委員 皆様こんにちは。道北の士別市から参りました大野土建株式会社におひしております松本と申します。最初に、ホームページにて、前回の委員の方々の名簿を拝見させていただき、

本当に私で大丈夫なのかと不安になりました。昨年、当社は北海道両立支援表彰を受賞し、その関係でお声をかけていただいた経緯であります。当社は建設業で、明治45年から創業し100年を越える企業であり、地域に根ざした様々な取り組みや活動を行っています。両立支援については、当社社長が多忙により、子育ての大切な時期に携われなかった思いから、就業規則にとられず、従業員が積極的に育児に参加できる取組や環境づくりを推進しています。この受賞を機会に参画させていただくことになりました。これから色々と勉強させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○**三浦委員** 弁護士の三浦です。こんにちは。最初に遅れたことをお詫び申し上げます。昨年度まで札幌市の男女共同参画推進本部に関わっていました。私ごとですが、弁護士としてはいろいろな委員会活動をしておりますけれども、日弁連、日本弁護士連合会の中でも男女共同参画推進本部というのがありまして、弁護士会内部でも男女共同参画を進める組織です。まずは依頼者の権利を守っていく立場の弁護士として、弁護士会内部の男女共同参画を進めなければいけないとのことで、発足当初から関わっております。また、今期、日弁連の両性の平等に関する委員会委員長を仰せつかりましてやっておりますが、弁護士会の要望としてはやはり男女平等というものがありますが、最近力を入れていかなきゃと思っているのが性的マイノリティー、自分の性別と心の性別が食い違っていると非常に大変生きづらい苦しい環境です。やはり男女共同参画が、全ての人が平等に社会と関わっていけるところを目指しておりますので、そういうことは弁護士会だけではできないことですし、社会のいろいろな分野の方々と連携しなければならないと思っておりますので、どうぞいろいろと情報交換をさせていただいて、よろしくお願ひしたいと思っております。

○**森崎委員** こんにちは。釧路から参りました森崎三記子と申します。よろしくお願ひいたします。もっと大きく格好良くありたいプロジェクトでございます。その頭文字をとって、モカ女性プロジェクトと名付けました。きっかけは私がハローワーク釧路のマザーズコーナーというところで個別相談を担当させていただいているのですが、そこでいろいろな立場の女性の方々からご相談を受けているうちに、釧路が元気になるような美味しいものをつくったら楽しそうだなという安直な考えで皆さんに声をかけさせていただいたのですが、その活動でいろいろなことをさせていただいているうちに、26年度に輝く北のチャレンジ賞を受賞させていただきました。その節は、ありがとうございます。その受賞をきっかけにいろいろなところからお声かけいただき、私たちはもっともっとたくさんいろんな知識を学ぶことと、いろんな方々とつながることがすごく重要になってくるということを改めて気がつきまして、その活動を通して、先ほどお話しをしていただきました、8月31日の輝く女性応援会議のパネリストとして参加させていただいたところで大変感謝しております。私は、当委員会に参加させていただいているいろんなこれから学ぶことがたくさんあると思うのですが、普段活動している中で声なき声と言いますか、いわゆる主婦ですとか、なかなかこういったところで発言の機会がないという人たちが大多数だと思います。そういった方達の代弁というか、自分の声でこれを伝えることが割と多くの方達の言葉と似たようなかたちになるのではないかなと思ひまして、底辺の声を皆様に伝えていこうと思ひています。よろしくお願ひします。

○**山崎委員** NPO法人女のスペース・おんの山崎菊乃と申します。前期に引き続きまして委員をやらせていただくことになりました。私は女性に対する暴力の根絶ということを目指しております。それはどういうことをやっているかと言うと、家庭と職場ということで、家庭ではDV被害者の相談、それから緊急一時保護、自立支援と、いろんな学校に行って啓発活動などをやっております。労働現場では、セクハラですとか、セクハラからパワハラになったというようなことでの職場での女性に対する暴力というところの二つの車輪両輪で運営しているというかたちです。私たちは被害者と直接いろいろやっていて20年やっているのですけれども、支援の現場に行くと、親のDVを見て、そして社会に出るとやっぱり人間関係がうまくいかなかったりですとか、自尊感情が低い子どもになってしまうというのを目の当たりに見ているので、真の男女平等参画は子どもを育むのだなというのをすごく感じています。それと最近感じているのは見え隠れしなければいけないDV被害者ではなくて、今度はシェルターに逃げてきても、職場でその被害者を

守るという職場の意識ですとか、こういうふうに暮らせば引っ越ししなくても済むんだよ。転職しないで守るんだという社会にシフトしていければなという気持ちで、この委員会に参加させていただいてお思います。どうぞよろしくお思います。

○山田委員 皆さんこんにちは。連合北海道の女性委員会で委員長をさせていただいております山田悦子と申します。記載のとおり所属はアークスグループ労働組合連合ラルズ労働組合というところになりまして、昨年の9月からラルズ労働組合の執行委員長をさせていただいております。北海道のなかの労働組合で執行委員長が女性というのは、たぶん珍しいと思いますけど、さらに、副委員長も女性でして、労働組合の三役の比率も高く、それから執行委員もメンバーが26名おりますけども、女性の比率の方が高い。さらに、その女性の半分が非正規のいわゆるパートタイマーと呼ばれている方で構成されている本当に珍しい組織だなとお思います。当然、男女平等のところは推進委員会の皆さんが一生懸命やっているところですが、皆さんもおわかりかと思いますが、私の会社はスーパーマーケットという仕事でございますので、やはり土曜日日曜日も繁忙期というところからすれば、正社員の女性がなかなかその産休ですとか育児休業を取りづらいうところが、就業継続が難しいという、そういった状況がございました。ここ数年のなかでやはり組合からもいろんな発信をしていって育児休業がとれるようにはなっているのですが、まだまだ男性の育児休業の取得者ですとか、取組が進んでいないところがあります。これはもう社会的にももっともっと進めていかなければならない問題だとお思いますので、男女で共に働きやすい環境づくりをしっかりとしていきたいとお思います。その中で皆さんと活発に議論しながら、情報交換も含め関わっていけたらとお思いますのでよろしくお思います。

2. 議 事

○甲谷女性支援室長 皆さんありがとうございます。このほか、本日は欠席されておりますが、江別市政策推進課長の千葉委員が本審議会の委員として就任しておりますのでご紹介いたします。

それでは、これから議事に入りたいとお思います。まず、議題の1でございます。「会長及び副会長の選出」でございますので、選出まで、私が仮の議長として務めさせていただきます。北海道男女平等参画推進条例第27条におきまして、「審議会に会長及び副会長を置く」「会長及び副会長は、委員が互選する」と規定されております。そこで、選出の方法ですが、まずは委員の皆様から、会長及び副会長を推薦していただいで選出したいのですが、いかがでしょうか。まずそれでは、会長にどなたかご推薦などがございましてでしょうか。前回も委員でありました山田委員どうですか。

○山田委員 先ほど挨拶のなかでも、広瀬委員から、前期も会長をやっていただいでいて、2年間のサイクルがわかってきたというようなお話もあつたんですけど、非常にスムーズな進行を前回もしていただいたので、引き続き広瀬さんをお願いしたいとお思います。

○甲谷女性支援室長 ありがとうございます。今、広瀬委員をとというお話しがございましたが、広瀬委員いかがでしょうか。

○広瀬委員 皆様にお任せいたします。

○甲谷女性支援室長 皆様よろしゅうございますか。【全員拍手】

ありがとうございます。それでは、副会長につきましてはいかがでしょう。広瀬委員、何かご意見ございますか。

○広瀬委員 前期はですね、道経連の崎広様に副会長をしていただいでサポートしていただきました。今回、崎広様の後任で、高山様が就任されているようで、聴くところによりますと、道の他の審議会委員も兼任されているとのことで、会の運営にも精通しているのではないかとお思います。

が。ですから高山様にお願いしたいと思っております。

○甲谷女性支援室長 高山委員、どうでしょうか。

○高山委員 私も、皆様にお任せいたします。

○甲谷女性支援室長 皆様いかがですか。【全員拍手】

それでは、意見がなければそのようにお願いしたいと思います。改めまして、議題1の「会長及び副会長の選出」に関しましては、会長は広瀬玲子委員、副会長は高山淳一委員に決定いたします。よろしくお願いいたします。席の方の移動をお願いします。

それでは、広瀬会長、一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

○広瀬会長 改めまして、広瀬でございます。男女平等参画ということを考えてときに、日本は世界の中でいったいどういう地位になるとかということをもまず皆さんに申し上げたいと思います。皆さんもよくご存じだとは思いますが、世界経済フォーラムというのが、毎年、男女平等ランキングを公表しております。これは世界の国々の男女の格差というのを4つの分野から比較しており、ランキングを付けているのです。実は、日本は2014年度は、142カ国中の104位でした。前年度は105位でした。もちろん先進国の中では最低です。なぜこういうことが起こっているのかということなのですけれども、2つあると思うのですが、1つは職場への女性の進出が遅れているということと、もう1つは政治への参加が非常に遅れている。この2点が足を引っ張っております、いつも低位に甘んじている状況です。例えば上位国はアイスランド、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、デンマークというように北欧諸国が占めております。ですから、日本の場合にはこの事態をまず見つめながら、私たちが足下から何ができるのかということを考えていければいいのだらうと思っております。道でも、いろいろ努力をしまして、この間、いろいろな施策を進めておりますので、そこに棹差すべくですね、私たちの審議会も努めていきたいと考えておりますのでどうぞ皆さんもよろしく申し上げます。

○甲谷女性支援室長 ありがとうございます。高山副会長お願いします。

○高山副会長 副会長を仰せつかりました高山でございます。円滑な議事運営に努めてまいりたいと思っておりますので、改めましてよろしく申し上げます。

○甲谷女性支援室長 ありがとうございます。それでは、このあとの進行は、広瀬会長にお願いしたいと思います。

○広瀬会長 それでは、早速、議題の2説明事項に入ります。まず、①「北海道男女平等参画審議会の公開について」、それから続きまして、②「北海道男女平等参画審議会の所掌事項について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事務局から説明をさせていただきます。①と②を一括してご説明させていただきます。まず、本審議会の公開についてでございますけれども、資料2をご覧ください。道におきましては、審議の経過の透明性を確保するという観点から、北海道情報公開条例に基づきまして、審議会の会議及び資料につきましては、原則、全て公開をすることとしております。このため、本審議会におきましても、資料2にございますとおり、公開することとしております。また、審議会の資料及び議事録につきましても、審議会終了後、事務局において発言記録等を作成いたしまして、委員の皆様にご確認の上、道のホームページで公開することとしております。

続きまして、資料の3をご覧ください。できるだけ多くの方々にこの審議会を傍聴していただき、審議の経過や内容をご理解いただくとともに、審議の円滑な進行を図るために、傍聴の手続や守るべき事項、会議の秩序の維持などについて定めているものでございます。

次に、本審議会の所掌の事項についてでございますが、資料の4、第2次北海道男女平等参画

基本計画というピンク色の冊子をご覧ください。113ページに北海道男女平等参画推進条例を記載しておりますが、この条例の中の116ページ下の段に、第4章といたしまして、北海道男女平等参画審議会を定めております。第24条にこの審議会の所掌事項を定めており、第1項第1号では、「知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。」としております。具体的には、北海道男女平等参画基本計画に関連する施策の中で、毎年度、北海道男女平等参画推進本部により重点事項を決定することとしておりまして、決定にあたっては、本審議会からの各種施策についての総合的な観点でのご意見をいただくこととしております。次に、第2号といたしまして、「前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務」がございます。これにつきましては、115ページの中ほどの第8条第4項におきまして、「知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ北海道男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない。」と規定しております。この規定に基づきまして、北海道男女平等参画基本計画の第1次の策定時、それから平成19年度の改定時にそれぞれ審議会に諮問をいたしまして、ご答申をいただいているところでございます。以上が条例に定められた審議会の権限です。116ページの第24条第2項におきまして、「審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。」と規定しております。審議会におきましては、必要な場合には、知事に対して意見を申し立てる、いわゆる建議というものができるとなっております。平成15年の審議会におきましては、男女平等参画の状況に関する指標の設定について建議をいただいたという経緯がございます。次に、117ページ、第25条の組織から第31条の会長への委任につきましては、詳しい説明は省略をさせていただきます。審議会の組織、委員の構成、男女の割合、委員の任命に関する事項など審議会の運営に関する事項について記載しておりますので、後ほどご確認ください。以上が条例に基づく審議会の所掌事項となっております。

最後に、先ほど局長の挨拶の中にもございましたけども、皆様の任期中には、第2次北海道男女平等参画基本計画の改定作業を予定しておりまして、知事から意見を求める諮問があった場合には、これに応じまして、審議会としての意見を答申していただくということになっておりますので、今回、現行の計画の概要を簡単にご説明させていただきます。現行のこの計画につきましては、資料4のピンクの冊子で、表紙と次のページをめくっていただきますと目次がございます。目次に、第2章各論というところがありますけども、そこに目標が3つ掲げられております。一つ目、男女平等参画の実現に向けた意識の改革、二つ目、家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進、それから三つ目、多様なライフスタイルを可能にする環境の整備、こういった3つの目標を掲げまして、それぞれ13の基本方向を定めまして、体系的にまとめたものがこの基本計画ということになります。76ページには、この基本計画の体系を表にまとめております。基本理念、目標、基本方向、施策の方向の項目名を記載しております。本文におきましては、これらの具体的な取組内容を掲載しております。施策の方向で掲げる各取組の進捗状況につきましては、資料11にまとめてございます。後ほど担当の方からご報告をさせていただきますことになっております。この計画におきましては、「指標項目」を設定しておりまして、72ページに別表形式で記載しております。この指標項目は、平成23年度に変更をされており、新しい指標を資料11で載せさせていただいております。この指標項目におきましては、平成29年度末までの目標値を設定しまして、毎年度その進捗状況を検証しているということになります。74ページには、目標値までは定めていないのですが、「参考項目」として、その進捗状況を把握したものを選定して、毎年度、経年変化を調査しています。現行の第2次の基本計画に基づきまして、道の男女平等参画に関する事業が道として選定されておりまして、毎年度、進行管理を行っているということをご説明をさせていただきました。委員の皆様には、任期中に、第2次を改正して第3次基本計画策定に向けたご審議ご検討を行っていただくということになっておりますけども、道の将来的な施策の方向性を決定づける重要な作業であることをご理解をいただければと思っております。説明は以上でございます。

○**広瀬会長** どうもありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。それでは次に、説明事項の③「男女平等参画に係る道の取組について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 引き続き説明をさせていただきます。説明事項③の男女平等参画に係る道の取り組みについてでございますが、資料の5をご覧ください。資料の5に男女平等参画行政関係年表をお示ししております。これには、国際的な動き、国の動き、北海道の動きを平成11年から年次別に記載しております。まず、国の動きですが、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行されて、翌年、平成12年に男女共同参画基本計画が策定されています。その後、平成17年に第2次の基本計画が策定され、平成22年には第3次の基本計画が策定をされております。国の第3次の基本計画ですが、長期的な政策の方向性は平成32年までとしておりますけれども、具体的な施策は平成27年度までにといいことで示されております。今年度までの具体的な取組を示しているということになります。

続きまして、北海道の動きですが、平成11年の国の法律の施行を受けまして、平成13年4月に北海道男女平等参画推進条例を制定しております。翌年の平成14年には北海道男女平等参画基本計画を、平成20年3月には第2次の基本計画を策定しております。現在は、この第2次の基本計画に基づきまして取組を進めているということになります。この計画は29年度末までの計画期間となっておりますが、国の基本計画の改定の動きに合わせて、道の基本計画の見直しといったものを検討してまいりたい。このほかの道の主な取り組みにつきましては、条例に沿って説明をさせていただきますので、再び資料4のピンク色の冊子をご覧ください。115ページ、第9条には、「道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るように努めるものとする。」とあります。これは、北海道が設置をします附属機関、いわゆる審議会ですとか委員会などにおける男女平等参画の推進に関する規定で、平成29年度末の目標といたしましては女性委員の登用率を40%と定めております。また、環境生活部以外の審議会の委員の委嘱に当たりましては、委員の候補者につきまして、環境生活部道民生活課に事前協議するというのを義務づけておまして、女性委員の積極的な登用に関して、全庁的な働きかけを行っております。平成26年4月1日現在の北海道における審議会の女性の登用率は36.3%で、計画の目標値であります40%には届いておりませんが、引き続き女性委員の登用に努めてまいりたいと考えています。続きまして、第14条第2項、「道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。」とあります。ここでは、道が設置する道立女性プラザのことを規定しております。かでの2・7の6階に道立女性プラザがございます。施設の管理につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。現在、公益財団法人北海道女性協会にその施設の管理を委託しております。続きまして、116ページ、第15条をご覧ください。「道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。」とございます。これは、道の推進体制の整備について規定しているもので、道は、知事を本部長とし、副知事、教育長、警察本部長を副本部長とする北海道男女平等参画推進本部を設置しております。構成につきましては、各部の部長を本部員、各部局の企画担当課長を幹事に指定しております。幅広い分野にわたる施策の推進体制によって施策の効果的な展開が図られる形をとってございます。次に、第18条は道民からの申し出について規定を定めております。「道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。」とあります。これにつきましては、私ども道民生活課女性支援室と、道内にある14の総合振興局と振興局が、道民からの申し出を受ける窓口となっております。様々な問い合わせや相談、苦情、要望、意見などを受け付けております。続きまして、第3章では北海道男女平等参画苦情処理委員制度について定めております。平成13年10月からこの制度を設置しており、現在は、弁護士1名、人権擁護委員1名、合わせて2名に委員を委嘱してございます。第18条の道民からの申し出、第20条の苦情の申し出に係る昨年度の件数などの状況につきましては、後ほど、事務局からご報告いたします。以上、男女平等参画に係る道の取り組みについてご説明をさせていただきます。

○広瀬会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次の議題(3)報告事項に移ります。まず①「平成26年度北

海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について」、事務局から報告お願いいたします。

○事務局 事務局の森でございます。報告事項①の道の推進条例第18条及び第20条に基づく申出についてご報告させていただきます。まず、資料6をご覧ください。条例第18条の知事への申出と第20条の苦情処理委員への申出について違いが解りづらいことから、先に補足説明をさせていただきます。資料は、第18条と第20条の申出に関する、「条文」「申出の対象事項」「申出の方法」「処理方法」を区分して比較しております。「条文」の欄には、条文を引用して記載しております。「申出対象事項」の欄では、男女平等を阻害すると認められるものについて、どちらにも申出ができるようになっており、具体例としては、性別を理由とした差別的な取り扱いやセクハラ、DVなど、男女の人権の尊重にかかわるあらゆる暴力的行為など、男女平等参画の推進を妨げる要因となるようなものが申出の対象となっております。なお、苦情処理委員に対する申出につきましては、知事に対する申出とは独立したものでございまして、第三者機関として、道民や事業者などから直接申出を受けるものとされております。このほか第18条の知事への申出は、男女平等参画に係る道の施策への要望や、法・制度の改正要望、女性の登用に関する意見なども対象としております。一方、第20条の苦情処理委員への申出につきましては、①の男女平等参画に係る道の施策に対する苦情も対象としています。次に「申出の方法」についてでございますが、知事への申出では、方法のいかんを問わず、匿名や電話でも差し支えないものとしております。苦情処理委員への申出では、書面により氏名や申出の理由などを明らかにした上で申出を受けることとしております。こういった申出に対する「処理の方法」について、知事への申出については、みずから処置を講ずるほか、例えば、専門の相談機関や調停制度の窓口といった適切な対応機関を紹介するなど、関係機関と連携して措置を講ずることとしております。それに対しまして、苦情処理委員制度につきましては、対応機関の紹介などを行うだけでなく、男女平等参画に専門的な知識を有する委員が、申出者に対して、直接、助言を行うことができるほか、道の施策に対する苦情に関しましては、道の関係機関に対し意見を述べることもできるとされており、道の機関は、主体的な改善に努めることとされております。なお、2ページに、それぞれの申出について、これまでの処理案件を参考にして、一般論として比較しやすいものを例示させていただいております。

続きまして、資料7、知事への申出の受け付け状況についてでございます。平成26年度中に、北海道環境生活部道民生活課及び全道の14振興局の環境生活課において受け付けた件数は744件と、前年度に比べて80件増加しております。資料の裏面をご覧ください。1の申出内容別受付件数につきましては、Aの男女平等参画を阻害すると認められるものが641件で、全体の86%となっております。さらに、2の項目別件数、申出内容コード別受付件数でございますが、3の家庭の欄の34番の夫・パートナーからの暴力の申出件数が602件で最も多く、全体の約81%を占めており、近年では、80%前後で推移しております。道民等からの申出は、平成13年度から環境生活部道民生活課及び14振興局で受付を開始し、平成14年度からは、配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター機能も併せ持つこととなりまして、積極的にDV相談に対応してきたことなどにより、必然的に夫・パートナーからの暴力の申出件数が多くなっているところでございます。続きまして、資料8の北海道男女平等参画苦情処理委員活動報告書でございまして、平成26年4月から平成27年3月までの間における活動状況について、知事への報告として、苦情処理委員から提出があったものです。ページをめくっていただきますと、平成26年度における苦情処理委員の名簿がございまして、浅松弁護士、それから大鹿弁護士が就任しており、今年度につきましても、両名には委員に就任いただいております。2ページ目をご覧ください。苦情処理委員からの具体的な報告内容となっておりますが、平成26年度については苦情処理委員への申出はございませんでした。ただし、苦情処理委員のお二方については、道で受け付けた先ほどの744件の申出の内容につきまして、毎月、見ていただき、それぞれ助言等をいただいているところでございます。また、下から8行目以降から次ページにかけて、苦情処理委員より本制度の運用に関する見識が述べられております。知事への申出件数は、先ほどのご説明のとおり744件と高い数字で推移してございまして、依然として男女格差が社会に強く残っていることや、性差による固定的役割分担意識の影響を受けた慣習などが潜在的な課題とし

てまだあるのではないかと、そのようなご意見をいただいております。現在、苦情処理委員への申出につきましては、インターネット上でも行えるようになっております。氏名や住所を明らかにする必要があるので、申出にためらいを感じている方もいるのではないかと想定しておりますが、個人情報について十分に注意していることを含めまして、今後ともこの制度の趣旨がより一層理解されますように周知に努めてまいりたいと思います。なお、4ページ以降に平成13年度以降の申出に係る状況や運営要領、この制度に関する資料を添付しております。以上でございます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは次に移らせていただきます。続きまして、②「平成26年度における配偶者暴力被害に関する北海道の状況について」、事務局から報告をお願いします。

○**事務局** 平成26年度における配偶者暴力被害に関する北海道の状況についてでございますが、資料9をご覧ください。まず、最初に、相談についてでございます。道内における配偶者暴力相談支援センターは、平成26年度現在で道内20カ所ございまして、相談件数は、図1のとおりとなっております。道が設置しておりますのは、女性相談援助センター、我々道民生活課と、各総合振興局及び振興局の14カ所の計16カ所でございます。そのほか札幌市に2カ所、旭川市が1カ所、函館市が1カ所となっております計20カ所です。平成26年度の相談件数は、3,491件となっております。前年度から38件増加しております。次に、図2では北海道警察における対応状況を載せてございます。平成26年の件数は2,177件で、前年度比で542件の増と大幅に増加している状況でございます。次に、2ページをご覧ください。道内8カ所の民間シェルター、それから法務局、婦人相談員設置市のそれぞれの件数を記載しております。いずれの機関も前年度に比べて増加傾向を示しております。なお、婦人相談員設置市については、売春防止法で定める婦人相談員を配置して、相談事業を実施している市のことを指しており、図5の右側に掲載しております市の名称が婦人相談員設置市となっております。件数はこの市の合計となっております。次に、3ページの図6ですが、前段のこれまで説明しました各相談機関の相談件数等の合計を示しております。平成26年度の合計件数は1万4,133件となっております。平成25年度が1万2,902件でございますので、相談機関全体としては約9.5%の増加となっております。次に、一時保護をご覧ください。一時保護とは、DV対策のなかでいわゆる保護が必要な方を一時的に保護できる制度がありまして、そういった保護の実績でございます。平成26年度の一時保護の人数は、同伴児童を除く被害者本人の人数で342名となっております。内訳としては、道立女性相談援助センターが126名、道内8カ所の民間シェルターと3カ所の母子生活支援施設への委託により一時保護した人数が216名となっております。前年度と比べると31名の増加となっております。過去最高の人数となっております。次に、4ページ目、保護命令というのがあります。DV対策のなかで一時保護とこの保護命令という制度がありまして、こちらの方は、被害者であることを裁判所に申し立てることにより、認められた場合には、加害者が近寄ってはいけないとか、若しくは住居から退去しなければいけないというような裁判所の命令を発してもらうことができる、そういう制度の件数を載せております。道内の保護命令事件の処理件数につきましては、平成26年は121件となっております。平成13年の法施行からの累計につきましては1,582件となっております。また、保護命令に違反して検挙された事案というのが、法施行後の累計で35件となっております。平成26年度には1件ございました。最後に、配偶者暴力による暴力事件ということで、北海道警察本部の資料をいただきまして、道内の配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数を記載しております。表1の平成26年の合計欄を見ていただきますと、合計で1,664件の殺人、傷害、暴行事件がありまして、このうち、配偶者からの暴力によるものが240件となっております。更にこのうち、夫からによるものが218件で、配偶者間における傷害、暴行等の被害者のほとんどが女性ということになっております。以上、平成26年度の道内における相談等の状況について説明させていただきました。

○**広瀬会長** ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは次の議題に入りたいと思います。報告事項の③「第2次北海道男女平等

参画基本計画の推進状況について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局 報告事項③の第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況につきまして、まず報告の前に補足をしたいのですが、資料11の7ページ以降に、目標や施策ごとの取組状況を表にまとめてございますが、この表のなかに26年度、27年度予算額の欄に単位を付するのを忘れておりまして、この数字は千円単位でございます。ですから一番上に北海道男女平等参画チャレンジ賞の欄がありますけども、26年度の80というのは、8万円ということを表していることとなります。同じく資料11の11ページにグラフを二つ掲載しております。内容はこの参考項目7、4年制大学の男女別進学率と、同じく参考項目8とでていますけども、4ページの参考項目という表の7・8に出ている数値をグラフ化したものでございます。グラフの系列1と系列2でございまして、系列1は男性を、系列2は女性を表しております。参考項目8の表も同じでございます。

報告に戻りますが、まず資料10をご覧ください。第2次基本計画の推進状況につきましては、北海道男女平等参画推進条例に基づき、毎年度公表することとなっております。計画の体系については、第2次基本計画において三つの目標と13の基本方向や、40の施策の方向を定めていることは先ほど主幹からご説明しましたが、具体的には、資料11の1ページ目に体系と重点事項を体系化した表があります。こちらがわかりやすいと思います。資料10に戻っていただきまして、3計画の推進状況とございます。道では、推進状況を効果的に把握するために二つの手法をとっており、一つ目は、施策の方向の各項目ごとに指標項目を31項目、それから参考項目を62項目設定し、年度ごとの数値を比較してございます。指標項目は、成果を検証する際に用いる項目で、平成29年度の目標値を設定しておりまして、例えば、道の審議会委員の女性委員の登用率や道職員の育児休業取得率などの目標を立てております。参考項目につきましては、男女平等参画推進の状況把握のために参考とする項目でございまして、例えば、市町村における男女平等関連事業の件数や4年制大学の男女別進学率などでございます。二つ目は、男女平等参画審議会の意見を踏まえながら、40の施策方向の中から翌年度において重点的に取り組むべき事項を重点事項として決定してございます。ちなみに、平成27年度は、九つの項目を重点項目とさせていただいているところでございます。次のページからは、平成26年度末の指標項目、参考項目に沿いまして、男女平等参画基本計画の推進状況と関連施策の主なものを記載しておりますので報告させていただきます。まず、目標Ⅰの男女平等参画の実現に向けた意識の改革についてでございますが、上から、男女共同参画社会、男女平等参画社会という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合、男女平等参画社会などの言葉の浸透度でございますが、平成24年度は63.4%と、平成19年度に比べて7.4ポイント上昇してございます。配偶者暴力防止法という言葉の浸透度は78.9%と、平成14年度の調査と比較いたしますと30.8ポイントも大幅に上昇してございます。各指標項目については、毎年度に統計がとれないものもありまして、直近のデータでのご説明となることをご理解いただきたいと思います。また、これらの指標項目に関連する施策の主なものを抜粋して下の方に付記しております。資料11に、それぞれ各事業の概要というのを掲載しております。続きまして、3ページ、目標Ⅱの家庭・職場・地域社会における男女平等参画の推進についてでございます。子育てを支援する企業の割合ですが、こちらは、次世代育成支援対策推進法に基づきまして一般事業主行動計画を提出している団体の割合でございます。これは従業員が100名を超える大企業でございまして、平成19年度に比べて3.6ポイント減少しております。次に、育児休業取得率でございます。これは、北海道の育児休業取得率についての数字で、女性は89.4%と目標を達成しているところでございます。一方、男性の取得率は2.0%と、依然として低い状況でございます。続きまして、4ページ、目標Ⅲの多様なライフスタイルを可能にする環境の整備についてでございます。道民カレッジの講座受講者数は、平成19年度に比べ3万8千人程度の増加、生涯学習に関する意識は、30%程度で推移している状況でございます。以上、資料10の概要について報告させていただきました。先ほど申しましたが、各指標と事業の詳細、重点項目につきましては、資料11に記載がございますので、後ほど参照いただければと思っております。

○広瀬会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問はございますでしょうか。

○三浦委員 農家の家族経営協定というのは具体的にどう言うことなのかご説明いただけませんか。

○事務局 家族経営協定というのは、農家の家族内の夫婦の役割分担というものを、例えば家事をすべて女性に押しつけないとか。資料4の計画の冊子の52ページの下の方に、家族協定についての記載がございます。農業改良普及センターなどでこういった家族経営協定に積極的に取り組んでおり、締結件数などを統計として計上しております。

○三浦委員 例えば農協などが中心になって、各地でこういうのを結んで、家族、夫婦でなんというかこう役割をいろいろ担うようにしているということなのですか。

○佐藤くらし安全局長 これですね。道の農業改良普及センターというのがあり、営農指導を行っておりますが、経営指導のようなことも、生活改善の一環としてやっています。私ども専門ではないので農協さんがこれに関してどのようにやっているのかは把握しておりませんが、基本的には農業改良の事業の中で農家さんにお話しをして、締結しているということになります。

○広瀬会長 よろしいでしょうか。他にご質問ございますか。それではそろそろ次の議題に移りたいと思いますが、その他ということなのですかけれども委員の皆様から何かありますでしょうか。

○遠藤委員 先ほど会長さんから男女格差のお話がありまして、今現在142カ国中104番目だと、一番上がアイスランドということですが、私、仕事の関係でアイスランドに行っておりまして、だいたい夕方4時を過ぎるとお父さんお母さん子どもたちが揃って、スーパーでお買い物をしている。公園に行けば、家族揃って、平日でもです。家庭環境でいくと本当に男の人も仕事を時間どおりにやめて、家庭へ帰って奥さんと一緒に子育てをするのだそうです。それは本当に良いことだと思うのですが、その反面、アイスランドという国は、経済的には破綻しております。そこへ行くと、日本という国で男女平等参画ということを目指すときに、こういう国を目標にするのか、すごく今慎重に進んでいるのかなど、皆さん理解が進んでいければと思うのです。先ほど知事にこの会で、建議できるということもお伺いしたので、できれば僕はハード面で少し、何かできないものかとずっと考えておりましたので、そういう意味では、最近までドラマで37.5℃の涙というのをやっていたと思います。僕も見たことはないのですが、それは要するに37.5℃の熱を出すと、幼稚園から親が呼び出されます。それによって親が働いていても子どものために幼稚園に行って、病院に連れて行ったり、介抱をしなければならぬというお話しなると本で読んで知ったのですが、今、標津町では幼稚園と保育園をひとつにまとめて子ども園というのを町立病院に近いところに造ろうとしております。それによって、道ですとか国ですとか、そういう行政の働きによっては、幼稚園の方で判断して、病院に連れて行って、その間に親が、ある程度時間を見計らって病院に行くですとか、そういったハード面でも何かできることがあるのではないかと考えております。要するに女性にとって、今もう、女性であれば、子どもを育てなきゃならない、特に片親になってしまえば、ほとんどの場合、女性が子どもを預かることになるかと思えます。そうしたときに、ちょっと言葉が悪いのですが、子どもが（子育てが）、社会に参画ときのリスクになってしまう。そこを少しでも女性のためというか、社会に出やすくするためにハード面の整備をしていただけたらと思います。以上です。

○広瀬会長 時間も押しておりますので、他にございませんでしたら、事務局の方より何かございますでしょうか。

○事務局 それでは事務局からその他ということで説明させていただきます。平成27年度の今後の審議の予定について、お知らせをさせていただきます。現時点での予定なのですが、第2回の審議会は、今のところ11月、第3回目は来年2月を予定しております。今年度は全部で3回行うものと考えております。それぞれの時期が近くなりましたら、また皆様の出席可能な日

程等につきまして照会をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。内容としましては、まず、第2次北海道男女平等参画基本計画に定められた施策の方向の中から、平成28年度に重点的に推し進める項目を審議していただくということがまず1つございます。参考資料1に昨年審議していただきました今年度の重点事項を配付しておりますので、ご参考にしてください。次回開催の日程調整と併せまして、事前に皆様からご意見を集約して、次回の会議の中で色々ご意見を頂きたいと思っております。

それから「北海道男女平等参画チャレンジ賞」の選考をしていただくための専門部会の設置をして、審議していただくということがございます。これにつきましては参考資料2に示しております。北海道におきましては、男女平等参画社会の実現を目指して、職場や地域、その他社会のあらゆる分野で活躍している個人や団体を表彰する「北海道男女平等参画チャレンジ賞」を実施しておりますので、その候補者の選考を行うための専門部会の設置を次回考えてございます。

それから、局長の挨拶、説明にもございましたけれども、国では、第4次の男女共同参画基本計画策定に向けて作業を進めておまして、参考資料③のとおり、国としての基本的な考え方の素案を7月に示しております。これに併せ、道の第2次の基本計画も改定して3次に向けて見直しをしていくということで、皆様にご審議をいただく場面も出てくるということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。ただいまの関係資料の説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。特にご質問がなければ、以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。

○**甲谷女性支援室長** 広瀬会長、高山副会長、それから委員の皆様、今日は本当にありがとうございました。第1回ということでお顔合わせと、それから事務局からの一方的なご説明で大変申し訳ございません。次回以降、テーマをもった審議になりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。本日はこれもちまして、第1回の審議会を終了いたします。ありがとうございました。

以 上